

訴えに係る重要な法令

健康保険法 70条第1項（保険医療機関又は保険薬局の責務）

1,2,3,4,5,6,7,9,11,12,19,20,21,22,23,25,26,28 頁

保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、**第72条第1項***の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

***第72条第1項**（保険医又は保険薬剤師の責務） **16,20,21 頁**

保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

健康保険法 63条（療養の給付） 1項・3項 **2,3,18,19,22,26 頁**

第1項 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

第3項 第1項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

- 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第65条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
- 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの
- 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

療養担当規則 3条1項（3条2項**1頁による変更適用後）

保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第3条第13項ⁱ（末尾）に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によって療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって電子資格確認により当該確認を行うことができない患者であって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、

この限りでない。

療養担当規則 3条4項1頁

保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第2項*に規定する場合において、患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

****療養担当規則 3条2項1頁**

患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは〔という。〕と、「事由によつて」とあるのは「事由によって電子資格確認により」とする。

健康保険法施行規則 53条

法第63条第3項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（被保険者が法第74条第1項第2号又は第3号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等（法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所をいう。第98条の2第7項、第103条の2第5項及び第6項、第105条第4項及び第5項並びに第106条第1項を除き、以下同じ。）、保険薬局等（法第63条第3項各号に掲げる薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において、電子的確認（保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）にあつては、当該各号に定めるもの及び高齢受給者証）を提出する方法とする。

- 一 保険医療機関等から療養を受けようとする場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を受けようとする場合 被保険者証
- 二 保険薬局等から療養を受けようとする場合 被保険者証又は処方せん

行政事件訴訟法 4条（当事者訴訟）

この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。

国家賠償法 1条1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

原告 準備書面（3）に関係した法令・法律用語

5 頁

療養担当規則 1条（療養の給付の担当の範囲）

保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

18 頁

生活保護法 3 4 条 5 項（医療扶助の方法）

○被告が主張する以前の生活保護法 3 4 条 5 項 令和 3 年 6 月 1 1 日法律第 6 6 号〔「方法」の文言はない〕

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項*及び前項**の規定¹にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

●被告が主張している生活保護法 3 4 条 5 項「生活保護法の一部改正（令和 3 年 6 月 1 1 日法律第 6 6 号）によって追加された条文」2023 年 11 月 29 日（政令第 399 号）により、2024 年 3 月 1 日から施行

5 被保護者は、第二項に規定する医療の給付のうち、指定医療機関に委託して行うものを受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けるものとする。

生活保護法 5 0 条 1 項（指定医療機関の義務）

¹ *2 前項***に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 49 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

***医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

**4 第 2 項に規定する医療の給付のうち、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 2 1 7 号）又は柔道整復師法（昭和 4 5 年法律第 1 9 号）の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第 5 5 条第 1 項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

指定医療機関医療担当規程 3 条

指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

20頁

高齢者医療確保法 6 5 条 1 項 (保険医療機関等の責務)

保険医療機関等又は保険医等（健康保険法第 6 4 条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）は、第 7 1 条第 1 項の療養の給付の取扱い及び担当に関する基準に従い、後期高齢者医療の療養の給付を**取り扱い、又は担当しなければならない**。

高齢者医療確保法 7 1 条 1 項 (療養の給付に関する基準)

1 項 療養の給付の取扱い及び担当に関する基準並びに療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聴いて定めるものとする。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 3 条 (受給資格の確認等) 1 項・4 項

1 項 保険医療機関は、患者から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養を受けることを求められた場合には、健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて療養の給付を受ける資格があることが明らかであるものについては、この限りでない。

4 項 保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第 2 項に規定する場合において、患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けること

健康保険法 7 2 条 1 項 (保険医又は保険薬剤師の責務)

保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

22頁

銃刀剣類所持等取締法 2 条 2 項 (定義)

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り十五センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつて峰の

先端部が丸みを帯び、かつ、峰の上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。)をいう。

24頁

銃刀剣類所持等取締法 4条柱書 (許可)

次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

ⁱ **健康保険法 3条 第13項** 12,25頁

この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。